医療・保育・教育機関等連携加算　－簡約版－

・障害福祉サービス「以外」の医療機関、保育機関、教育機関などの職員と面談をして、必要な情報提供を受けて、協議などを行って、計画を作成したときに請求できます。

【報酬告示：1174頁】　8　医療・保育・教育機関等連携加算

・「退院・退所加算」と「医療・保育・教育機関等連携加算」を同時に請求する場合、同じ面談で請求するのはNGです。

【留意事項通知：1175頁】　●医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて〔第四の9〕

次の要件を満たさないといけません。

・関係機関と連絡体制を構築して、日常的な連絡調整に努めましょう。

・面談には児童やその家族なども出席するように努めましょう。

【留意事項通知：1121頁】　●退院・退所加算の取扱いについて〔第四の7〕（3）手続

・面談の相手、面談日時、その内容の要旨を記録して、５年間保存しないといけません。

「平成３０年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」より抜粋

問79　加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。

（答）以下の場合については、加算の併給はできない。

①医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算

②医療・保育・教育機関等連携加算と退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

問83　「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

（答）留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

以上